


三木市記者発表資料 (令和4年5月31日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
産業振興部 農業振興課	課長 辻田文英 (内線 2220)	農業政策係	0794-82-2000 (内線 2203)

タイトル	
農業収入が減少した農業者を支援 ～三木市農業生産者経営継続支援給付金～	
内 容	
<p>コロナ禍の影響などにより農業収入が減少した農業者に対し、経営継続のための給付金を支給します。</p>	
<p>1 対象 (次の要件のほか、市が定める全ての要件を満たすこと)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 市内に住所があり、使用収益権を有して農業を営む者である・ 給付金の受給後も、継続して農業を営む意志がある・ 令和3年分の農業収入が令和2年分または令和元年分と比較して5万円以上減少している(確定申告書または市県民税申告書に記載の農業収入金額を根拠とします)	
<p>2 給付額 令和2年分又は令和元年分の農業収入から令和3年分の農業収入を差し引いた額の20%にあたる金額(算出した額に千円未満の端数がある場合は切り捨て、下限1万円、上限40万円)。</p>	
<p>3 申請方法 市役所等の窓口または市のホームページに掲示する給付金交付申請書に必要書類を添付し、原則として郵送で三木市農業振興課宛てに提出してください。</p>	
<p>4 申請期間 6月27日(月)～10月31日(月)</p>	
<p>5 その他 農業法人または農業組織でも対象となる場合があります。 詳しくはホームページをご確認いただき、法人等の場合は申請に先立ち市農業振興課へご相談ください。</p>	<p>▲6月1日公開予定</p>
セールスポイント	
<p>コロナ禍の中、経営の継続に励まれている農業者を支援し、三木市の農業を守るため、これまでも水稻の作付に対する支援を行なって参りましたが、この度は水稻だけでなく、果樹や畜産を含めた農業を対象とし、収入の減収分に対して支援金を交付することで、農業生産者の皆様の営農意欲の継続を支援しようとするものです。</p> <p>ぜひ積極的にご活用いただきますようお願いいたします。</p>	